

最初に、議席2番、飯田進君。

〔2番 飯田 進君登壇〕

○2番（飯田 進君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆様には、大変お忙しい中傍聴にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。議席2番の飯田進でございます。本日は、一般質問初めてのトップバッターということで、このような大勢の傍聴者の皆様の前で質問させていただく光栄と、また緊張でいっぱいでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。まず、1項目め、町税の徴収率向上対策についてであります。歳入の根幹である町税収入は町営運営で重要な財源であり、町財政の基盤の充実、強化を図るためにも、その徴収率を向上させることは極めて重要なことでもあります。一方、町税徴収の公平性を確保することも、また大切なことであり、同じ所得があるのに税負担が大きかったり、あるいは小さかったり、所得そのものがきちんと把握されている人と、そうでない人の差があっても、これは納税意欲をそがれてしまい、税に対する信頼感も失われてしまいます。

そういったことを踏まえまして、1点目として、町税の滞納額の状況並びに不納欠損の状況はどうなっているか。2点目といたしまして、徴収率を向上するための対策をどのように行っているか。以上、2点をお伺いたします。

次に、2項目め、通学路の安全対策について。ことし4月、京都府亀山市、集団登校中の児童らが軽乗用車にはねられ、10人が死傷した事故。千葉県館山市では、県道のバス停で通学のため路線バスを待っていた児童ら6人の列に車が突っ込み、小学1年の男子児童が死亡した事故。愛知県岡崎市では、集団登校中に横断歩道を渡っていた児童4人の列に軽ワゴン車が突っ込み、3年生の女児並びに5年生の男児がはねられたという事故など、大変痛ましい事故が相次いでいます。これはすべて4月でございます。

こういったことから、4月27日には平野文部科学大臣が学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージを出し、それを受けまして文部科学省から、5月30日、都道府県と指定都市の教育委員長あてに、「通学路の交通安全の確保の徹底について」の依頼文で、学校の通学路の安全点検や安全確保を図ることについて特段の配慮をするよう指示がありました。これについて、町教育委員会ではどのような対応をされているのでしょうか。

1点目として、危険箇所の把握はしているのか。2点目として、今後どのような具体的安全対策を実施していくか。以上、2点をお伺いたします。

最後に、3項目め、国民健康保険税について。これに関しましては3月の定例会でも質問したのですが、そのときは保険料の高額であることだけがクローズアップされて、余りにも反響が大きかったものですから、そうなった原因を再度検証して、今後はどうしたら低額化していくことができるか。いわば改善策を考える意味で、改めて質問したいと思います。住民の負担額を減らし、国保会計の健全化対策についてどのように考えているかをお聞かせください。

以上、3項目、5点について、執行部の誠意あるご答弁をお願いいたします。ここで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） おはようございます。それでは、飯田進議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、質問の1項目、町税の徴収率向上対策について、町税の滞納額の状況並びに不納欠損の状況はとのご質問にお答えをいたします。平成20年4月末における平成23年度の収入未済額は、資産税や町民税、軽自動車税の町税分で1億7,339万2,000円、国民健康保険税で2億4,922万8,000円、合わせて4億2,262万円となっております。

次に、平成23年度の不納欠損の状況でございますが、見込みといたしましては、地方税法第18条で定められた5年経過による消滅事項の不納欠損は、町税分としては700万円、国民健康保険税分で2,100万円となり、また同法第15条の7に定められた生活困窮、所在不明、無財産等のために滞納処分の停止をして3年が経過した分の不納欠損は、町税分としては3,800万円、国民健康保険税分で3,300万円となり、不納欠損全体としては約1億円となっております。

この第15条の7における滞納処分の停止に伴う不納欠損を実施するに当たりまして、滞納者の呼び出しを行って、所得額や勤労状況、資産の有無を確認し、差し押さえのできない低所得者で滞納処分できる財産がない場合に不納欠損処分を実施しております。しかしながら、平成20年4月末における徴収率は、町税分で93.6%と前年度比で0.8%の増となっており、国民健康保険税分で78.1%と前年比で3.1%の増、合わせて89.2%と前年比で1.6%の増となっております。このうち町税分の徴収率については、県内44市町村のうち第8位と、県平均の10.3%を上回っている状況でございます。

次に、徴収率を向上するための対策につきましては、効率的な町税確保と税負担の公平を図るため、毎月1回、土日を利用しての税務課職員による訪問徴収の実施、また庁内特別滞納整理として、部課長による高額滞納者及び国民健康保険税現年度分の訪問徴収、課長補佐による町民税現年分の訪問徴収を実施しております。

次に、土日や夜間を中心として徴収業務を行う徴収嘱託員により、平成23年度は1,055件で2,329万円の徴収実績を上げております。また、高額滞納者で処分する財産がある場合、茨城県租税債権管理機構に移管し、差し押さえた土地のインターネット公売実施や差し押さえた生命保険の解約等により徴収実績を残しているところであり、本年4月までの徴収実績は10件で584万6,000円となっております。このような滞納整理業務のほか、7月と翌年1月に催告状を発送しております。この催告状により滞納者と納付相談を行い、納付計画を立て滞納者の縮減を図るとともに、新たな滞納者をつくらないをモットーに対処しているところでございます。

また、仕事帰りの納税者のため、月末の納期期限となる日には午後7時まで収納窓口をあけており、閉庁日である土曜、日曜日でも日直者による税金の預かり金業務を行っております。厳しい財政状況下にあって行政サービスを提供する上で、その財源をいかに確保するかという大きな課題が課せられていることから、徴収率の向上を図るため取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 町税分の徴収率は、県内第8位とかなり良好な成績なのですけれども、国民健

康保険税のほうは順位的にはどうなっているのでしょうか。もしかしたら、余り芳しくない数字であるのかどうか、ちょっとお答え願います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） おはようございます。それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

年に1度、県の厚生総務課国民健康保険室で発表しておりますが、平成23年度はまだ発表になってございません。したがって、平成22年度の順位となりますが、現年分で90.19%の第13位となっております。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） この徴収率なのですが、私は調定額に対する収入済額であると思ましてパーセント見ましたら、ここ3年ほどは決算の数字なのですが、70%台ということで、大変低いような印象を受けたのですが、ただいまの答弁でいきますと90.19%と随分これは高率なのですが、これは私のとらえ方が違うのでしょうか。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

私が先ほど発表した数字なのですが、国保税の現年分というのは徴収率の数字です。70%台という数字になってしまうのは、滞納繰越分を含めた徴収率となっております。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） やはり滞納者というのは、同じ人が累積して固定している状況だと想像されますが、そのようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

滞納者の多くが複数年の滞納をしております。また、最近なのですが、定年や失業により前年の所得額をもとに算出される個人町民税や国民健康保険税においては、次年度で新たな滞納者が発生しやすい状況となっておりますので、そのような新たな滞納者が出ないように滞納管理に十分気をつけている状況でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 先ほどの対策として、時効中断、そして不納欠損、この辺の説明をちょっとお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） 時効中断と不納欠損の関係なのですが、議員さんの質問にお答えいたします。

時効の中断は、督促状による催告期間と差し押さえ等によって発生いたします。したがって、一度差し押さえを実行しますと、差し押さえ処分が終了するまで時効が中断しておりますので、消滅時効の5年を過ぎても不納欠損等はありません。その間に納付額が新たな課税額を下回る場合には滞納額がふえていくというような状況になってしまいます。その場合には、先ほど言ったように差し押さえされた財産の換価、つまり土地の公売や生命保険の解約等で滞納額に充当することになりますので、議員さんにはご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） ありがとうございます。

それでは、固定資産税なのですけれども、何か20年度の決算で1,470万、21年度で2,313万、22年度で2,860万と、大変不納欠損がふえているのですけれども、このようになった原因はどのようなことでしょうか。ご説明よろしくお願いたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

近年、企業の倒産や個人の築ローン返済の滞りにより、裁判所による競売がふえております。町も裁判所に交付要求を行い、未納の税金回収に努めているところでございますが、なかなか全額が配当されることはなく、競売終了で滞納処分する財産がなくなったことにより不納欠損の処分をしたためふえてございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） わかりました。

国民健康保険税というのは納付回数は8期ということで、これは引き延ばされたと思うのですけれども、そのほかの町税、これも1回当たりの負担を減らせれば、少しは確保につながるのかなと思うのですけれども、その辺の改正というようなことは考えられないでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

平成21年度に国民健康保険税を6期から8期へと納付回数をふやしましたが、町民税の徴収にしましては、地方税法第320条で納期は年4回と決められており、また資産税についても、地方税法第362条により4回と決められてございますので、今のところ変更の予定はございません。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 法律で決まっているということで、これは無理だということ、わかりました。

納税率向上のために口座振替制度ですか、こういったものが利用されていると思いますが、当町でどのぐらい、この振替納税制度は利用されているのか。あるいは、最近、コンビニからの納付というような制度を行っている自治体もあると聞いております。そういった制度を利用するお考えはないのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

本年4月の資産税の口座振替の状況でございますが、1,035件のうち約7割の7,271件が口座振替を利用しております。納税者にとって納め忘れのない口座振替の利用を、本年もそうなのですが、広報「さかい」4月号でPRをしたところでございます。

また、境町行政改革実施計画においても、民間の公金支払いシステムを含めた納付機会の充実を図ると指摘されていることから、早期導入のためコンビニ収納について、現在電算処理を委託しております茨城計算センターに準備から実施までの企画書の作成を依頼しているところでございます。

済みません。数字をちょっと言い間違えました。口座振替の状況なのですが、1万315件のうちの約7割の7,271件と訂正させていただきます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 納税の徴収については、他の自治体との比較というのが問題ではないと思います。あくまでも納税者間の公平感を損なうことなく向上対策を行っていただきたいと思います。確かに納税者の間には大変な方もいるかと思いますが、そうしましても、健全財政のためにも徴収率の向上を今後とも図っていただきたいと思います。この質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（橋本正裕君） これで、1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 島根孝男君登壇〕

○教育次長（島根孝男君） おはようございます。飯田進議員さんの質問の2項目め、通学路の安全対策について、危険箇所の把握はしているのかとの質問にお答えをいたします。

まず、学校ごとに危険箇所の把握の実態等を報告させていただきたいと思います。境小学校では、一斉下校の際に児童とともに教職員が実踏調査を行い、通学路の危険箇所の把握に努めています。また、区の立哨ボランティアの協力を得ながら、危険箇所のチェックを行っているところでございます。

続きまして、長田小学校では、毎月、月初めに教職員と保護者による登校時の立哨指導を実施しています。また、集団下校時には教職員が児童と一緒に下校し、危険箇所を把握しています。さらに、安全マップを作成しまして、全職員で情報の共通理解をしているところでございます。

次に、猿島小学校では、定期的に教員による下校時のパトロールを実施しており、その際、通学路の安全点検や不審者などの心配のある箇所の洗い出しをしております。また、地震による倒壊や落下のおそれのある箇所についても、教職員間で情報共有に努めているところでございます。

次に、森戸小学校では、通学路の危険箇所の点検は職員のパトロール時やPTA等による点検を行う

ことで把握をしています。

静小学校では、登下校時の安全対策として、安全マップを作成しまして、教職員による危険箇所の把握をしています。

境第一中学校では、学区内の危険箇所を地区別に旧境地区、長田地区、静地区に分けて、道路交通、不審者及び地震による危険箇所を把握しています。同じく第二中学校でも同様に、地区ごとに危険箇所を把握している状況であります。

次に、今後どのような具体的安全対策を実施していくかとの質問にお答えをいたします。各学校で今後危険箇所があった場合は、学校独自の安全マップで教職員が共通理解をして、必要に応じた対応をすぐにとれるようにします。安全対策としては、境小では、各地区のボランティアパトロールや保護者の協力を得ながら児童の下校を見守っていきます。今後は関係機関との連携を一層強化していきます。

長田小学校、猿島小学校、森戸小学校、静小学校では、それぞれ地域の人たちと協力し合って、通学路、不審者対策を進めたり、地震等による危険箇所に接近しないよう、継続して呼びかけ指導をしています。

次に、境第一中学校、第二中学校では、学級や集会等で安全指導の徹底に努め、あわせて教職員による立哨指導もさらに強化していきます。今後においても、児童生徒の安全確保のため、危険箇所の把握と改善には学校、地域住民及び役場関係部局並びに関係諸団体との連携をさらに深めながら対処していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 通学路ということで、場所によっては側溝がない、あるいは側溝があってもふたがない、路側帯といっても、そういったことで大変狭くなっている。本来であれば歩道が整備されていけばよろしいのですが、そういったところがかかり散見される。そういったことに対してはどのような対策を検討しているのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） 飯田議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

道路、特に側溝のふた等については、管轄は建設課になります。そちらのほうと協議をしながら進めてまいりたいと、このように思います。

なお、答弁の中で申し遅れましたけれども、飯田議員さんの冒頭の質問の中にもありましたように、5月の月上旬に県教育長から各学校の危険箇所、数多くあるのですけれども、その中でも、特に危険があるところ、3カ所、各学校とも報告を求めまして、その対策に、これから県あるいは警察、関係機関と進めていく、そういう方向で今進んでおります。時期につきましては、8月の下旬までにはその対策をとりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 一中、二中、中学生は通学時にヘルメットを着用していると思います。これは、ほかの自治体で何かそのような、小学生にもヘルメットの着用を考えているという自治体があるような

のですけれども、境町では、そういった小学生用のヘルメットの着用というのはお考えでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） それでは、飯田議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

小学生、児童のヘルメットの着用につきましては、近隣市町村では坂東市が実施しております。坂東市がヘルメットの着用になった経過につきましては、小学生が交通事故に遭遇しまして、とうとい命をなくされたということで、それからヘルメット着用が義務づけられたというふうに確認をしているところでございます。

なお、ヘルメットの着用につきましては、さきの県議会の一般質問の中でも取り上げられまして、県の教育長の答弁をおかりしますと、安全管理の手引の中でヘルメットの着用の有効性を盛り込んでいきたいというふうに答弁をされておりますので、少なからずも早い時期に小学生のヘルメット着用が義務づけられるのではないかと、このように考えております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 現在、各行政区で行政懇談会が実施されておりますが、ある行政区に参加しましたら、道路がかなりよく整備されたために、かえって車両の通行量が増加して、かつ高速で走行する車がふえたということで、かえって危険が増大しているということで、そういったことに対して何か規制するなり、対応することはできないのかという質問が出ていたと思うのですけれども、そのときも関係部課長が答弁はしていたと思うのですけれども、そういったことについてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） それでは、飯田議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

速度規制の問題なのですが、これはなかなか警察等との協議も必要になってきます。片一方では、道路を整備してほしいという要望も出されている背景からしますと、なかなか難しい問題かなというふうに考えています。ただ、規制も含めますと、時間帯の制限、あるいは速度規制の制限、例えば一方通行とかスクールゾーンの標示については、現在すべての小中学校付近には標示されておりますけれども、それらも含めて関係機関と協議してまいりたいと、このように考えております。参考までに、平成20年に境第一中学校の女子生徒が交通事故に遭いまして、重傷ということになったのですけれども、それを受けまして、一中の前は、あるいはグリーン、さらに速度規制30キロがなされております。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 最後に1点質問したいのですけれども、よく要望というか、うちは境一中近辺に住んでおまして、一中の学生が通学時間なり下校時間、大変横列をなして、もう道路いっぱい並んで下校するというような状況で、対向して来る自転車はもちろん、お年寄りとか小さい子供たち、そういった方たちが大変危険な目に遭っている。これも事あるごとに学校側にも指導を徹底していただく

ようお願いしているのですけれども、なかなか改善されない。その辺を強く要望して対処していただきたいと思うのですが、どのようなあれをしていただけますでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

飯田議員さんご指摘のとおり、私もそういう場面は相当確認をしております。ただ、自転車の走行で、中学生が横列で走っていて、中学生が事故に遭うという可能性もあるのですけれども、逆に横列通行によって歩行者との衝突とか、そういう問題も多分に含んでおりますので、嚴重に一中の校長を通しまして注意を促したい、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（武井貞男君） 私たちの子供に対する最高の願いは、朝元気に家を出て、さらに元気になっておうちに帰ってくると、そういうことが最高の願いでございます。それを達成するためには、やはりその間のいろいろなことを守らなければならない。その一つとして、先ほど出ましたように自転車の乗り方云々というようなことがあるわけなのですけれども、やはり学校とよく相談しまして、今まで自転車点検、あるいは自転車の正しい乗り方というようなことを実施しておりました。以後、こういうようなことを肝に銘じまして、しっかりと指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） これで、2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） おはようございます。それでは、続きまして、質問の3項目め、国民健康保険税について、住民の負担額を減らし、国保会計の健全化対策についてどのように考えているのかとのご質問にお答え申し上げます。

国保会計の歳入につきましては、国保加入者の皆さんが負担する国保税のほか、国及び県などの負担金並びに補助金あるいは繰入金等から成っておりますので、歳入におきまして医療費が増大し財源が不足した場合に、その収支は国保税率等の引き上げ、あるいは一般会計からの繰入金の増額、または国保支払準備基金の取り崩しで対応することになります。現在の医療費の状況が平成21年度、22年度と比較的安定した数値で推移をしておりましたが、平成23年度には医療費の増大が見込まれております。医療費は常に予断を許さない状況にありますので、国保税率等の改正に配慮しつつ、国保財政の健全化対策といたしまして国保支払準備基金の積み立てなどを行っており、国保税につきましては、税の公平と安定収入のため、適正な徴収を主眼として収納率向上に努めておるところでございます。

また、医療費の抑制策としましては、病気の早期発見、早期治療に取り組んでおり、人間ドックの助成、特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防など、健康の保持増進を図っております。さらに、後発医薬品の使用促進、適正受診の啓発勧奨、医療費適正化並びに適用適正化事業を推進して

おります。国保運営につきましては、今後にわたり持続可能としていくために安定的な健全運営を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 国保会計における健全化対策として、現状の収支分析あるいは検証を行っていると思いますが、今後どのような予測をもって、どのような対策を講じる考えがあるのか、具体的な数字をもってお答え願いたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

国保事業の経営健全化のためには、議員ご指摘のとおり国保会計の収支分析と検証を行いまして、その結果に基づきまして、今後に想定される不測の事態に備えて適正な予測に基づく収支の均衡を保つ施策を講じなければならないというふうに考えてございます。そのためには、まず、歳出面から見た場合、高額医療費などを除いた一般及び退職者の医療費の推移、税率改正前の平成20年度から平成23年度決算見込みで申し上げますと、平成20年度が年間で約16億4,000万円、平成21年度が対前年度比9,500万円減、率で申し上げますと5.8%減の年間で約15億4,500万円、月平均で申し上げますと、1億2,900万円程度、平成22年度が前年度とほぼ同額の年間で15億4,400万円、月平均で1億2,800万円程度となっております。税制改正後の平成21年度と22年度につきましては、比較的安定した数値を示しておりましたが、平成23年度につきましては、これはあくまでも決算見込みの数値でございますが、年間で約16億2,900万円、月平均で1億3,600万円、対前年度比5.7%の増が見込まれて、詳細な検証はこれからの作業となりますが、現在のところ、高齢者の方の伸びが要因ではないかなというふうに考えております。

次に、1人当たりの医療費で見ますと、平成20年度が21万7,500円程度、平成21年度が、これも1人当たりですけれども、20万8,000円で、県内44市町村のうち、境町につきましては最下位でございました。平成22年度も21万2,500円で、2年連続しまして最下位でございましたが、先ほども言いましたように平成23年度、この決算見込みでございますが、22万7,000円前後と、現在のところ上昇傾向にございます。

このように歳出面の医療費を見る限り、一定程度の抑制した費用となっております。その裏づけとなります。例えば特定健診の受診率で申し上げますと、平成20年度が43.8%、これは県内で第5位となっております。平成21年度も43.9%で、前年度と同じ順位でございました。平成22年度は43.7%で、同じく県内で第4位となっております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、全体的な医療費の総額で見ますと、平成23年度には増加することが明らかでございまして、医療費の抑制策を引き続き行ったといたしましても、やはり同じ規模、あるいはそれ以上の数値が平成24年度以降も続くと仮定した場合、通常は国保税の引き上げ、あるいは引き上げを行わない場合であっても、一般会計からの、いわゆる法定外繰り入れを増額するか、または現在基金として積み立てております準備基金を取り崩して不足財源に充てるか、これは最終手段となりますけれども、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度に充てる、いわゆる繰り上げ充てで措置するか、いずれかを選択せざるを得ない状況になるものと思われま。

次に、歳入面から見た場合でございますが、先ほどの1項目めのご質問の答弁と重複する点がござい

ますけれども、国保税の一般及び退職者を含めた現年課税分の収納率、平成20年度からの実績値から平成23年度の推定値で申し上げますと、ほぼ90%前後で推移しておりまして、平成22年度の実績値90.19%につきましては、先ほど税務課長から答えましたように、県内第13位の位置となっております。また、平成23年度といたしましては90.3%となる見込みでございます。さらに、過年度滞納繰越分で申し上げますと、平成20年度が17.02%、平成21年度が13.14%、平成22年度が16.3%及び、これも決算見込みでございますが、平成23年度で16.65%となっております。現年分と滞納分を合わせた率で申し上げますと、平成20年度が72.8%、21年度が73.4%、22年度が75.8%、23年度が78.7%と、低い収納率というふうになっております。

いずれにいたしましても、国保事業の健全な運営を実施するためには、現在までのさまざまな医療費抑制にかかわる施策を今後もより一層推進するとともに、滞納整理を含めました国保税の収納率向上を図ることが非常に重要と考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 境町の平成22年度の保険税の水準が高いと3月の定例会で質問したのですが、先ほどのご説明では、境町の1人当たりの医療費ですか、これは県内最下位ということで、大変良好なことなのですけれども、どうして医療費が最下位にもかかわらず保険料が高額となってしまうのか、もう一度お答え願ひたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） お答え申し上げます。

平成22年度決算での国保加入者の皆さん1人当たりの医療費水準で申し上げますと21万2,562円、これは先ほどご説明申し上げましたように44市町村のうち44位、いわゆる最下位でございます。その反面、調定額、これは国保税の賦課対象額を国保加入者で割った場合、1人当たり11万2,737円、これが平成22年度の、いわゆる保険料が一番県内で高いというふうなことでございます。これは、境町の場合、医療費の主な財源が国保税となっているからでございます。これは国保事業運営の本来あるべき姿となっております。ただ、ほかの市町村によりましては、1人当たりの医療費が平成22年度決算で境町より高いにもかかわらず、調定額、いわゆる保険税額が境町より低い団体がございます。これは、医療費の財源を国保税のほかに、いわゆる一般会計からの法定外繰入金で補てんしていることが大きな要因の一つではないかなというふうに思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 税の公平さから問題があるということでございますが、この国保に関しましては、社会保険など、他の保険に比べて年齢構成が高いとか、低所得者が多いとか、あるいは医療費水準が高い。また、保険料の負担が重いといったいろんな問題があると思います。こういった問題がある中で、国保の加入者の中でも高い保険料を負担している。でも、実際には治療を受けずに、保険の使用をしていない。一方で、高額の医療費がかかっている治療患者ですか、そういった方の負担を、ある意味

では負って、不公平感も加入者間でもあると思うのです。そういったことを考えた場合、一般財源からの繰り入れも考慮していいのではないかという考えも起こってくるのですけれども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） ただいまの議員さんの質問にお答えさせていただきます。

不公平という観点からいきますと、保険というのはそもそもが互助制度なのです。困った人をみんなが助けるとというのが保険ですから、最初から不公平なのです。自動車保険でも何でもそうです。例えば1人大きな病気になったとします。がんで手術して透析をする。これ年間1,000万かかります。少々所得の高い人でも払い切れません。そういう人たちのために、みんながお金を出し合って助け合う精神、これが保険制度の根幹にあります。したがって、不公平というのはどうにもならないです。健康でお金を払って、医者にかからない。すばらしい自分だという、私は褒めてやるべきだろうと、私の場合、そう思っています。保険の制度というのは、すべてそうなのです。ですから、昔は生命保険会社は互助会社と言ったのです。日本生命保険互助会社。足りなくなれば、みんなの保険料を上げて賄っていくのです。これが保険の基本です。ですから、保険で金払っているのに医者にかからないような人が不公平ではないかと言ったら、これは全然保険制度の根幹にかかわる問題でありますので、これは正直言って無理でございます。では、自分のお金で全部払えということになりましたら、医者代払えない人がたくさん出てきます。そのために日本の一番いい制度、皆保険ということ、これは全部保険に入っているというのは、私は日本の誇りだと思っています。

それと、もう一つ、不公平ということでもありますけれども、境町、義務教育まで全部医療費無料化させていただいています、今。小学3年生までのところもありますし、6年生のところもあります。ただ、境町は独自として中学校終わるまで医療費の無料化等もさせていただいています。そういう中で医療費が安いわけですから、比較的これは、みんな健康であるということだと思えるのですけれども、ただ、一般会計から税を繰り入れるということは、国保が何で大変かというのは一つあるのですけれども、社会保険で、あるいは組合保険で、60歳、定年まで納めていました。これは半分会社で払ってくれるのです。職員組合なんかの場合は国で払ってくれるのです、半分、税金で。半分以上自分が払うシステムです。それが定年になってくると、みんな国保へ入ってくるのです。悪い言葉で言えば、医者にかかる年齢になると国保へ入ってくるのです、お年寄りになってくると。ですから、どうしても国保の費用というのはふえてしまうという、こういう傾向はあることは確かなのです。

そういうものもありまして、では、その国保のほうに一般財源から繰り入れるべきかということ、社会保険や組合保険で一生懸命保険料も払って、税金も払って、その税金をここへ入れましょうというのは、これは私はもっと不公平だと思っているのです、不公平と言え。ですから、それはなるべく避けたい。ただ、地域によっては財源の豊かなところはそういうやり方をしているところもあることは、これは事実であります。名前挙げませんが、近くにもあります。それは、政治上、値上げをするのが、だれでも嫌なのです。私、この前、保険料上げるときも嫌だったのです。喜ばれないですから、だれにも。ただ、あのときは1年間に約9,000万あった、八千何百万あった基金で使って、一般会計から7,000万から投入して、それでもやっと賄ったのです、1年間。それが翌年も続いたら、町が破産してしまうので

す。これではしょうがないからということで、保険料を上げさせていただいた経緯があります。そのために実質的に高くなってしまったということも事実でありますけれども、それでも23年度、多分赤字になってしまうのではないかなと、今決裁してやっているのですけれども、それでも赤字になってしまうという事実もございますので、そういうものを踏まえながら、医療費の抑制のためには予防医療に徹底して力を入れてほしいということをお願いしています。健診を受けてもらいたいのです。早期発見すれば医療費もかからなくて済むものですから、できるだけ早期発見、早期治療というのが基本であります。

それと、ジェネリック医薬品のPR等もしていかなければいけないと思うのですけれども、薬代が2割は最低安くなりますから、そういうものも含めてアピールしながら、医療費の抑制というのは、これは非常に難しいです。お医者さんにかからないでくださいとは絶対言えないですから。これはもう、安心して暮らすためには、だれもお医者さんへかかる制度が保険制度ですから、制度そのものはそれでいいと思うのですけれども、ただ、そういうものを含めて、今後の医療保険、これはもうアメリカなんかでも大変な問題になっているわけですが、私は日本の今の制度は非常にいい制度だと思っていますので、これらを堅持していくことは、やっぱり国民、住民にとって大事なことだと思っています。少々不公平があるということよりも、やっぱりみんなが支え合うという気持ちが一番今大事な時代ではないかと、このように考えていますので、よろしくご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 負担の軽減、そして健全な対策ということで、いろいろ講じておられるということで、本当に重税感が住民の間には広がっています。消費税の問題も含めて、そういったことを考えた場合、やはり今後ともなお一層健全な対策に努めていただきたいと思います。

以上で質問は終わらせます。

○議長（橋本正裕君） これで飯田進君の一般質問を終わります。